

九、解雇坑夫は左記十一名とし社宅明渡しは九月二十三日限りと
十

安河内市次郎、森田忠之、川口忠市、松尾末藏、
谷口慶人、原口政市、新谷恒治、榎野 茂、
山下政吉、彌吉伍市、森野千代子、

一〇、解雇手當及歸郷旅費は退出當日支拂ふものとする
一一、残留坑夫は九月八日迄に誓約書を提出し九日より稼働する
こと

一二、今回の紛議を理由として今後解雇者を出ざること

右調停事項勞資双方承認圓滿解決したるを以て勞資調停者及立會
人署名捺印なし本書一通を作成し^縮福岡警察署に保管するものなり

昭和七年九月七日

儀

長

松本良三

稼働者代表

安河内市次郎

高浦 豊記

調停者

橋本治一郎 外二名

立會人

上地秋太郎

吉原源助